

10月から新しい 「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まります

10月1日から新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」（総合事業）を開始します。新しい総合事業では「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に取り組みます。高齢者が住み慣れた地域で、できる限り要介護状態にならずに暮らし続けられるよう、高齢者の多様なニーズに応えるサービスづくりを進めます。

●介護予防・生活支援サービス事業

これまで要支援認定者が利用していた「ホームヘルプサービス（介護予防訪問介護）」および「デイサービス（介護予防通所介護）」が、要支援認定者に加え基本チェックリストの判定により事業対象者と判断されたかたも「訪問型サービス」および「通所型サービス」を利用できるようになります。今後、団塊の世代が75歳を迎える2025年（平成37年）を目標に、多様なサービスの充実を図っていきます。

名 称	内 容
訪問型サービス （従来のホームヘルプサービス相当）	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴介助などの身体介護や家事援助を行います。これまでのホームヘルプサービスと同様のサービスです。
通所型サービス （従来のデイサービス相当）	デイサービスセンター（通所介護事業所）において、介護職員などによる食事・入浴などの介護や機能訓練を日帰りでを行います。これまでのデイサービスと同様のサービスです。

●一般介護予防事業

65歳以上の高齢者を対象とした、介護予防・健康づくりのための体操教室や認知症予防の講演会などを実施します。

■お問合せ 介護福祉課 猿島庁舎 内線 2227・2228

国民健康保険のかたの特定健診

9月は「特定健診受診促進月間」です

年に一度は健診を受け
健康をチェックしましょう！

◆対象者

国民健康保険では、生活習慣病を早期に発見し健康を維持していくために特定健診を行っています。メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診をし、健診の結果により本人に適した特定保健指導を行います。

◆今後の特定健診（「ミニミニ健診」の予定）

10月4日（火）から22日（土）にかけて、市内の公民館などで特定健診を行います。
詳細については、平成28年度保健事業予定表または広報坂東お知らせ版（9月15日号）でご確認ください。

◆特定健診には、保健センターや公民館などで受診する集団健診と医療機関で受診する個別健診があります。個別健診は市と契約している県内500以上の医療機関で受診することができます。

◆お問合せ

保険年金課 岩井仮設庁舎
内線 1732

◆健診に必要なもの

① 特定健診受診券
② 被保険者証（保険証）
③ 負担金

40歳〜69歳のかた 1000円
70歳〜74歳のかた 500円

坂東市国民健康保険に加入しているかたで、40歳〜74歳までのかた